

CPTPP豪州枠（輸入量に相当する政府備蓄米の買入）に係る会計検査院からの指摘について

- CPTPPにおいて設定されたコメの豪州枠については、TPP大綱に基づき「国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる」ことで当該国別枠の輸入量の増加による主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断。
- 今般、会計検査院から、豪州枠の取扱い（枠数量に対する輸入数量が10分の1程度にとどまっている実態）について、「対策として見合っていない規模の備蓄米を買い入れている状況の下、当該施策が効果的、効率的に実施されるよう、施策の実施状況や効果の発現状況について引き続き検証し、定期的に点検・見直しを進めていくこと」との指摘を受けたところ。

【これまでの豪州枠及び豪州産米の輸入実績】

（単位：実トン）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末時点)
枠数量	2,000 (※)	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720
輸入数量	1,120	3,459	595	620	520	4,487
消化率	56%	58%	10%	10%	8%	67%
備蓄米買入れ		令和元年1月 令和元年産 8,000実トン (9,000玄米トン)	令和2年1月 令和2年産 6,000実トン (7,000玄米トン)	令和3年1月 令和3年産 6,240実トン (7,000玄米トン)	令和4年1月 令和4年産 6,480実トン (7,000玄米トン)	令和5年1月 令和5年産 6,720実トン (8,000玄米トン)

注1：協定が平成30年12月に発効したため、平成30年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量(※)。

注2：初年度(平成30年度)の国別枠輸入の対策として、翌年産(令和元年産)の備蓄米買入れにおいて当該国別枠相当分を上乗せした数量の買入れを実施。

注3：令和5年度については、これまでに5月、7月、9月、11月に4回入札を実施し、落札数量は4,487トン。

【会計検査院からの指摘抜粋】

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「農林水産分野におけるTPP等関連政策大綱に基づく施策に関する会計検査の結果について」

第3 検査の結果に対する所見

2 所見

(2) 施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況について

イ 経営安定対策に係る施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況

(7) 政策別の施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況

a 米の経営安定対策に係る主要施策において、対策として見合っていない規模の備蓄米を買い入れたり、また、米、麦及び甘味資源作物の経営安定対策に係る主要施策において、定量的な成果目標が設定されていなかったりしている状況の下、当該3品目に係る施策が効果的、効率的に実施されるよう、施策の実施状況や効果の発現状況について引き続き検証し、定期的に点検・見直しを進めていくこと

総合的なT P P等関連政策大綱に基づく豪州枠に係る備蓄米の運営方法の見直し

- 会計検査院からの豪州枠の取り扱いについての指摘を踏まえ、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模の買入れとなるよう見直し。
- 具体的には、これまで「枠数量」（4～3月）を事前（当該年産を播種前契約）に買い入れていたところ、令和6年産米からは、「実際の輸入数量」（1～12月）を事後（翌年産を播種前契約）に買い入れ。

	令和5年産米までの対応 【令和5年産米買入時の例】	令和6年産米からの対応 【令和6年産米買入時の例】
豪州 枠数量	<p>R5年4月 令和5(2023)年度 R6年3月</p> <p>枠数量 6,720実トン</p>	<p>R5年4月 令和5(2023)年度 R6年3月</p> <p>枠数量 6,720実トン</p>
実際の 輸入数量	<p>R5年4月～R6年3月 輸入実績 X</p>	<p>R5年1月～R5年12月 輸入実績 Y</p>
備蓄米 買入数量	<p>R5年1月</p> <p>R5年産米 6,720実トン (8,000玄米トン)</p>	<p>R6年1月</p> <p>R6年産米 Y実トン (Y'玄米トン)</p>

③ 今後の需要に応じた生産

（別紙1）

制度設計の全体像

1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置（30年産から廃止）とする。

2. 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動（活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結）を支援。
- 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。
- 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

	農地維持支払	資源向上支払 [※]
田（都府県/道）	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑（都府県/道）	2,000円/1,000円	1,440円/ 480円
草地（都府県/道）	250円/ 130円	240円/ 120円
- ※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。
- 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
- 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

3. 経営所得安定対策

- (1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
 - 諸外国との生産条件格差から生ずる不利を補うため、法改正により、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。
 - なお、26年産は、現行どおり、全ての販売農家・集落営農に対して実施する。
 - 単価については、別表（P.37）のとおり。
- (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）
 - 農業者拠出に基づくセーフティネットとして、実施する。
 - 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する（ただし、規模要件は課さない。）。
 - なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費相当の5割を交付する（この場合、農業者の拠出は求めない。）。
 - 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。
(飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。(別図(P.37)参照))
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。
(飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約(3年間)の取組に対し、1.2万円/10aを交付。)

※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。

※2 そば・なたねについては、産地交付金(仮称)からの交付に変更することとする。

5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
こうした中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。